

月極レンタルロッカー利用約款

月極レンタルロッカー（以下「月極ロッカー」といいます）は、サウナ&カプセル サンフラワー（以下「当館」）を利用するお客様（以下「ご利用者」といいます）が手荷物やサウナ・浴場のご利用に当たって使用する私物を保管するための場所としてお貸しするものです。ご利用は本利用約款（以下「本約款」といいます）の定めによるものとし、ご利用者は本約款を承諾したものとします。

1. 利用時間・利用期間

月極ロッカーの利用可能時間は、当館の営業日、営業時間に従うものとします。

ご利用者が、当館所定の申込書を提出した日を利用開始日とし、利用期間は、毎月1日を起算日とする1ヶ月単位とし、日割計算はしません。

ご利用者が当館に対し、解約の申し出をしないときは、利用契約は自動更新されます。

2. 月極ロッカーに入れることができないもの

- (1) 3万円を超える貴重品（現金・有価証券・宝石・貴金属・プライベートカード・美術品全般・カメラ等の高価品）及びご利用者にとって貴重な物品。
- (2) 揮発性・毒性・可燃性のあるもの又は爆発物等の危険物
- (3) 遺骨・死骸・位牌
- (4) 盗品等の不法物品、銃刀法剣類など法令により所持・携帯が禁止されているもの及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
- (5) 動物、植物、重量物（30キロ以上）、臭気物、腐敗・変質しやすいもの、不潔物、月極ロッカーを汚損・毀損するおそれのあるものその他保管に適さないと当館が判断するもの

3. 利用料金・保証金

月極ロッカーの利用料金は、当館所定の申込書に定められた金額となります。

利用に際して、ご利用者は当館に対し、保証金5000円をお預け頂きます。

利用開始日の属する月の利用料金と保証金は申込書提出と同時にお支払い頂きます。翌月分以降の利用料金は、前月の月末が支払日となります。例えば、7月15日に利用を開始したご利用者は、申込書の提出と同時に7月分の利用料金と保証金を全額お支払い頂き、7月31日までに8月分の利用料金をお支払い頂きます。支払方法は、当館の受付での一括払いに限ります。

保証金は月極ロッカーの解約時に鍵の返還と引き換えに返金致します。保証金に利息は付しません。なお、解約時まで発生したご利用者の負担すべき債務は相殺させて頂きます。

4. 免責

- (1) 以下の場合は、当館は一切の責任を負いません。
 - ① 第2項の月極ロッカーに入れることが禁止されたものが収容されていた場合
 - ② ご利用者の誤施錠等、月極ロッカーの誤使用による場合
 - ③ 鍵等の紛失・盗用・複製による場合
 - ④ 司法権の発動により、関係官公署から月極ロッカー内の収容品を押収され又は証拠品として提出を求められた場合
 - ⑤ 第三者による破壊行為等の結果、月極ロッカー内の収容品が滅失、毀損、変質又は盗難等の被害を受けた場合
 - ⑥ 天災地変その他不可抗力により月極ロッカー内の収容品が滅失、毀損、変質又は盗難等の被害を受けた場合
- (2) 当館の過失により月極ロッカーの利用に関してご利用者が損害を被った場合、当館がご利用者にお支払いする損害賠償額は3万円を限度とします。

5. ご利用者の責任

- (1) ご利用者が、自身の利用する月極ロッカーを破損・汚損等した場合（開錠業者への依頼を通じて施錠部分を破壊すること等を含みます）又は方法の如何を問わず他の当館の設備、月極ロッカー及びその収容品に損害を与えた場合等、当館又は第三者に与えた損害は、ご利用者が賠償責任を負担します。
- (2) ご利用者が、故意に前項の行為を行った場合、当館は所轄警察署に通報致します。
- (3) ご利用者様が月極ロッカーの使用中に、ロッカー扉に軋み、開閉異常その他の不具合に気付かれたときは、直ちに当館受付にその旨連絡します。

6. 月極ロッカー及び収容品の点検

当館が必要と認めたときは、ご利用者に開錠頂き、月極ロッカー内の収容品の確認・点検に立ち会うことがあります。また、第2項に定める物品が入れられた疑いがあるときは、当館において月極ロッカーを開扉し、収容品を確認・点検することがあります。また、状況に応じて適当な措置（廃棄を含みます）をとることがあります。

7. 鍵の紛失

月極ロッカーの鍵を紛失した場合は、直ちに当館受付へご連絡ください。紛失中に解錠する場合には、新たな鍵の設置費用を頂きます。また、収容品をお引き取り頂く際には身分証明書による本人確認が必要となります。

8. 強制解約

- (1) ご利用者が、以下のいずれかに該当する場合、当館の判断で直ちに利用を中止頂き、

強制解約とします。その場合、理由の如何を問わず利用料金の返還は致しません。

- ① 第1項の目的以外の目的で月極ロッカーを利用した場合
 - ② 利用料金の支払いを2か月分以上遅滞した場合
 - ③ 申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - ④ 複数での使用、ご利用者以外の者の使用、転貸
 - ⑤ 本約款に違反した場合
 - ⑥ その他、当館が利用者として不相当と認めた場合
- (2) 前項の場合、当館が強制解約をご利用者に通知してから5営業日以内（申込書記載の連絡先に連絡がつかないときは、その事実が判明した日から5営業日以内）にご利用者には当館に鍵を返却し、収容品をお引き取り頂きます。返却・引き取りを怠ったときは、当館にて月額ロッカーを解錠し、収容品を確認の上、当館指定の場所に移し、移動日を含めて30日間保管します。この場合、保管料として1ヶ月分の利用料金を頂きます。また、当館所定の解錠費用と新たな鍵の設置費用を頂きます。また、収容品をお引き取り頂く際には身分証明書による本人確認が必要となります。
- (3) 前項の保管期間を経過しても、ご利用者が収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄したものととして、当館にて適当な措置（廃棄を含みます）をとることがあります。また、収容品の保管・廃棄・引き取りに必要な費用はご利用者の負担となります。ただし、収容品の内容、状態によっては、前項の保管期間の経過を待たずに直ちに収容品を廃棄する場合があります。

9. ご利用者からの解約

- (1) ご利用者は、当館所定の方法で解約日を申し出ることによって月極ロッカーを解約できます。
- (2) 如何なる理由があっても利用料金の返還は致しません。
- (3) ご利用者は、解約日までに月極ロッカーを空にします。当館担当者が月極ロッカー内の点検を完了し、ご利用者から鍵の返却を受けたことをもって解約となります。
- (4) 解約日を経過しても、ご利用者が鍵の返却や収容品のお引き取りを怠ったときは、当館は、第8項(2)(3)の場合に準じた取り扱いをします。

10. 約款の変更

- (1) 本約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当館は以下の場合に、当館の裁量により本約款を変更することがあります。
 - ① 本約款の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項により、当館が本約款を変更するときは、当館ホームページで告知します。
- (3) 変更後の本約款の効力発生日以降に、ご利用者が月極ロッカーを使用したときは、本

約款の変更に同意したものとみなします。

以上